⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記７⑶アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年11月30日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。

ア　装備施設本部長から土木一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した土木一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。

ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

⑶ア　代表者は、平成９年度以降に工事の元請けとして、消防法で規定されている危険物を貯蔵する特定屋外タンク貯蔵施設で屋外消火配管工事（径100m／m以上かつ延長100m以上／１工事）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）ただし、代表者以外の構成員は、平成９年度以降に工事の元請けとして、屋外給水配管又は屋外消火配管工事（給水配管及び消火配管共に径100m／m以上かつ延長100m以上／１工事）の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

イ　建設業法の土木一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。（代表者以外の構成員も同様とする。）

ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑷　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑸　代表者の要件　代表者は、上記７⑶ア及び入札公告２⑹の要件を有すること。

また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「横瀬貯油所⑵4防災施設新設土木工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

佐世保米軍⑵4電話交換機新設通信工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 24 年 11 月９日

支出負担行為担当官

九州防衛局長　槌道　明宏

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40

１　工事名　佐世保米軍⑵4電話交換機新設通信工事（電子入札対象案件）

２　工事場所　長崎県佐世保市

３　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。

・電話交換機（付帯装置含む）内線7,400回線を新設（内、内線回路3,600回線は既設流用）

・直流電源装置　一式

・既設機材撤去　一式

・既設建物改修（鉄骨造２階建て　延べ面積約1,000㎡）に伴う通信

・既設電話交換所改修（鉄筋コンクリート造２階建て延べ面積約800㎡）に伴う付帯通信、構内線路

・渡り廊下新設（鉄筋コンクリート造２階建て延べ面積約20㎡）に伴う付帯通信

４　工期　平成27年３月31日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間　平成24年11月９日から平成25年１月22日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州防衛局総務部契約課　電話092―483―8829

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間　平成24年11月９日から同年11月29日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年11月30日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。